

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会事務規程の一部改正について

【改正理由】

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会事務規程第 8 条第 2 項の議事録の作成手続に関し、本合同会議の運営の効率化を図るため、「署名」ではなく「記名」と改める。

【改正の内容】

上記の理由から、資料 1－2（新旧対照表）のとおり改正する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会事務規程一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 7 条 (略) 第 8 条 専門部会長は、太平洋専門部会の会議の議事録を作成するものとする。 2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員 2 名以上がこれに <u>記名</u> するものとする。 3 議事録は、一般の縦覧に供する。 第 9 条～第 11 条 (略)	第 1 条～第 7 条 (略) 第 8 条 専門部会長は、太平洋専門部会の会議の議事録を作成するものとする。 2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員 2 名以上がこれに <u>署名</u> するものとする。 3 議事録は、一般の縦覧に供する。 第 9 条～第 11 条 (略)

附 則

この規定は、令和 8 年〇月〇日（専門部会での議決の日）から施行する。